2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事の平成29・30年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく平成29・30年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成15年度以降に元請けとして、次の㋐から㋒に掲げる要件をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。ただし、㋐から㋒は同一橋梁であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成15年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

㋐　道路橋（A活荷重以上またはＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムは除く）であること。

㋑　橋梁形式が下記の１）～３）の形式を満足するポストテンション方式によるＰＣ橋であること。

１）桁形式	適否	桁形式	適否	
単純桁	×	連結桁	×	
連続桁	○			
２）断面形式	適否	断面形式	適否	
中空桁	○	Ｉ・Ｔ桁	×	
箱桁	×			
３）構造形式	適否	構造形式	適否	
床版橋	○	桁橋	×	
ラーメン橋	×	アーチ橋	×	

㋒　最大支間長が25m以上であること。

⑸　技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　監理技術者を配置する場合は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　主任技術者を配置する場合は、下記に示す資格を有する者であること。

・「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

・登録基幹技能者講習を修了した者のうち、国土交通大臣が認めるもの。（国土交通省告示第435号（平成30年３月15日）参照）

③　上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。（ただし、配置する技術者が平成15年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

④　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

②　申請書等で示された技術提案書により最大60点の加算点を与える。

③　下記⑵㋐の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

④　得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

⑵　施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目

評価及び審査項目：以下に示す項目を評価又は審査項目とする。

㋐　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

㋑　性能等の評価に関する事項

（ⅰ）　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項

・「コンクリートの品質向上対策」について

（ⅱ）　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項

・「ＰＣ鋼線の防食性向上対策」について

※㋐の項目で最大30点、㋑の項目で最大60点の加算点とする。

⑶　落札者の決定　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点）／（入札価格)}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

②　提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。

③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、「電子入札システム」又は入札情報サービス（ＰＰＩ）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

入札情報サービスＵＲＬ：
http://www.i-ppi.jp/ippi/SearchServices/web/Koji/Kokoku/Search.aspx

入札説明書の交付期間：別表１①のとおり。

なお、技術提案書作成についての参考資料や入札の見積りに必要な別冊図面及び仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、上記⑴の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

図面、仕様書等の交付期間：別表１②のとおり。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法　入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。

以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。

㋐　競争参加資格確認申請書

電子入札システムによる受付期間：別表１③のとおり。

紙入札方式の場合の受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ。

受付場所：上記⑴に同じ。